

(別紙)

猪名川町外出支援事業タクシー利用仕様書

本仕様書は、猪名川町（以下「甲」という。）が実施する「猪名川町外出支援事業」のタクシー利用について、その仕様を定めるものであり、タクシー事業者（以下「乙」という。）と本事業を利用して乗車する者（以下「利用者」という。）は、この仕様書に基づき猪名川町外出支援事業タクシー乗車券（以下「乗車券」という。）を利用するものとする。

- 1 乗務員等は、乙の移送用車両の利用者から乗車券の提出を受けた場合は、その乗車における移送用車両乗車料金（以下「乗車料金」という。）から乗車券額面相当額（助成金額）を控除した金額を利用者に請求する。一度の乗車で複数枚の乗車券の提出を受けることができる。なお、乗車料金が、乗車券額面相当額（助成金額）を下回る場合には、つり銭は出さないものとする。
- 2 乗務員等は、乗車券に記載されている有効期限及び利用者本人が利用していることを町が発行しているすこやかカード又は障害者手帳にて確認する。乙は、乗務員等に対し乗車券の不正使用が行われないよう、利用者に対する対応について指導する。
- 3 乗務員等は、提出を受けた乗車券の記入欄（乗車日、利用金額、タクシー会社名、運転手氏名、車両番号）の全てを記入する。乙は、提出を受けた乗車券を添えて請求書を甲に提出する。